

「国土強靱化地域計画」の策定をご検討下さい

《重要事項》

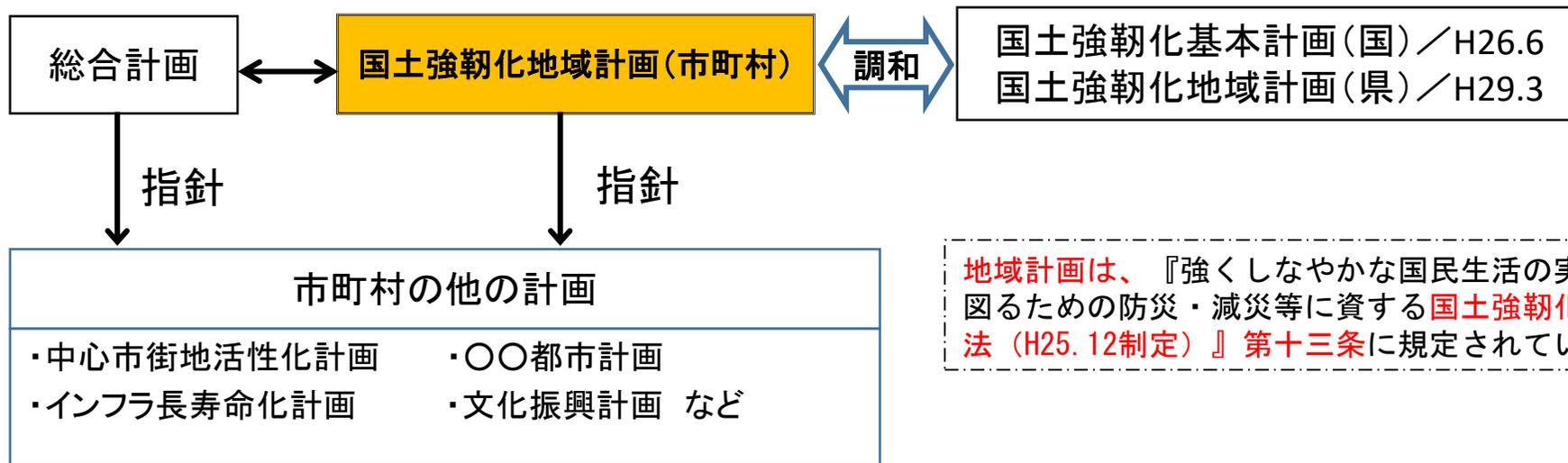
- 地域計画に基づく、取組に対して政府による様々な支援があります。
- 一方、地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」が検討されています。

令和2年8月

埼玉県県土整備部道路街路課

国土強靱化地域計画とは

- 国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、総合的な取組として実施していくものです。
- 基本法第四条に「**地方公共団体は国土強靱化について、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する**」と定められています。
- 地域計画は、基本法に「**市町村は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる**」と規定され、策定の義務はありませんが、第四条の責務を果たす有効な手段となります。
- また、計画に基づく取組等の推進に対して、**政府による様々な支援**があります。



地域計画は、『強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する**国土強靱化基本法**（H25.12制定）』**第十三条**に規定されています。

地域計画策定は今後の補助金交付の要件となる

資料 2

地方公共団体等が実施する国土強靱化関係の補助金・交付金事業に対して、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等により、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進

【令和元年度】

<重点化、要件化>

地域計画に基づき実施される取組
に対して「一定程度配慮」

【令和2年度】

地域計画に基づき実施される取組
又は明記された事業であることを交付要件と
する「要件化」を検討

地域計画に基づき実施される取組
又は明記された事業に対して「重点配分」
「優先採択」等

重点化

地域計画に基づき実施される取組
に対して「一定程度配慮」(対象追加を検討)

【令和3年度(想定)】

地域計画に基づき実施される取組
又は明記された事業であることを交付要件と
する「要件化」を検討

要件化

地域計画に明記された事業
に対して「重点配分」「優先採択」等

重点化

地域計画に基づき実施される取組
に対して「一定程度配慮」(対象追加を検討)

<見える化>

- (8月)
- ・関係府省庁連絡
会議で申合せ
 - ・地方公共団体に
周知
(「重点化」「要件
化」「見える化」等)

- (12月～)
- ・地域計画策定
状況を確認
 - ・R2年度予算
府省庁ごとに配分
方針の公表
(「重点化」等)

- (7月目途)
- ・関係府省庁連絡会議
でR2年度予算の
「重点配分」状況について
実績(予算額等)を
取りまとめ・公表

見える化

- (12月～)
- ・地域計画策定
状況を確認
 - ・R3年度予算
府省庁ごとに配分
方針の公表
(「重点化」「要件
化」等)

- (次年度も同様)
- ※「要件化」した事業に
ついて、未策定市町村
への配分結果の通知・
公表で「配分無し」と明記
することも検討

見える化

もっと詳しい情報は

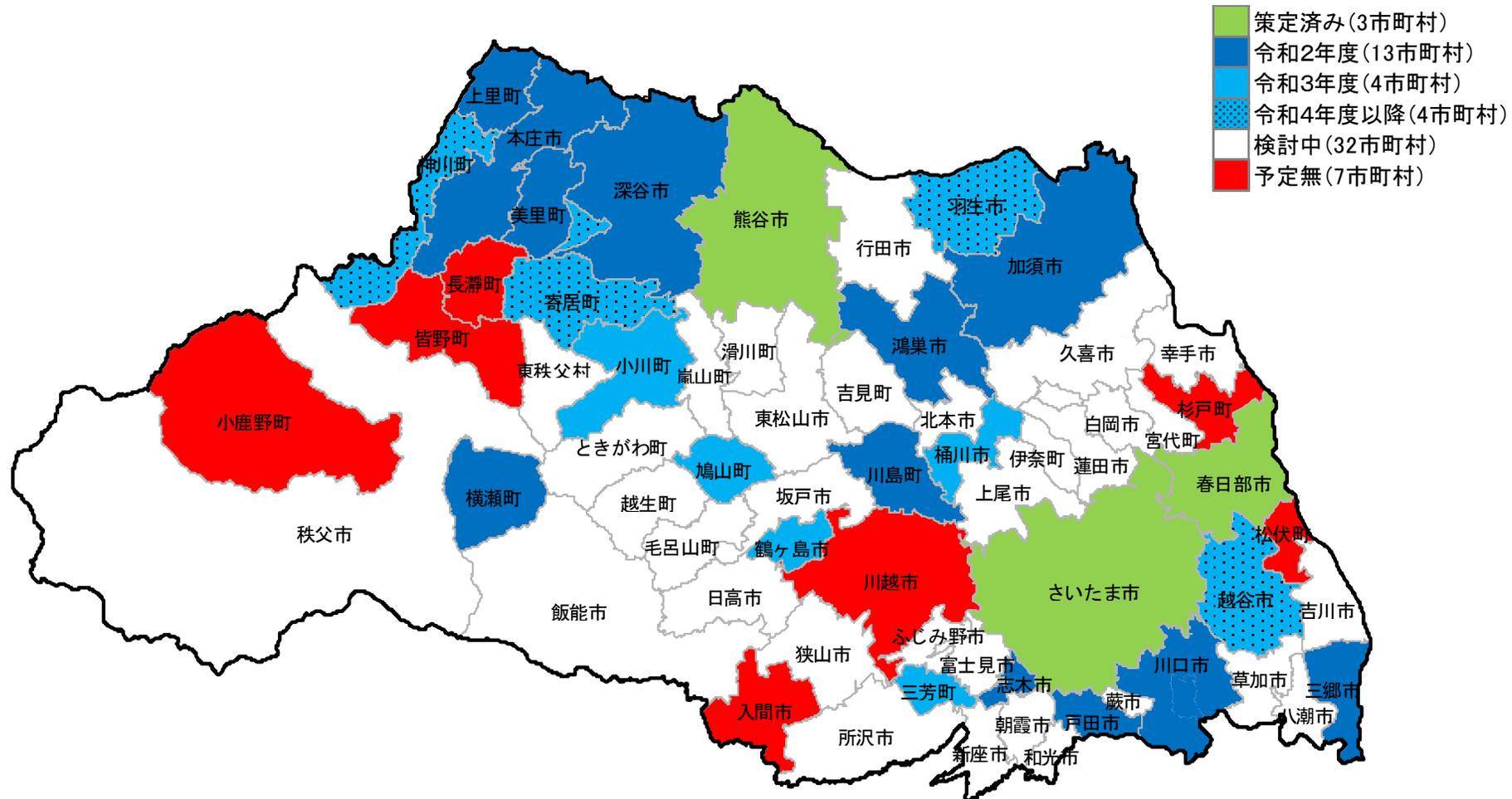
内閣府 国土強靱化

検索

令和3年度内に地域計画の策定を促進！！

(補助金・交付金事業に「予算配分無し」の可能性あり)

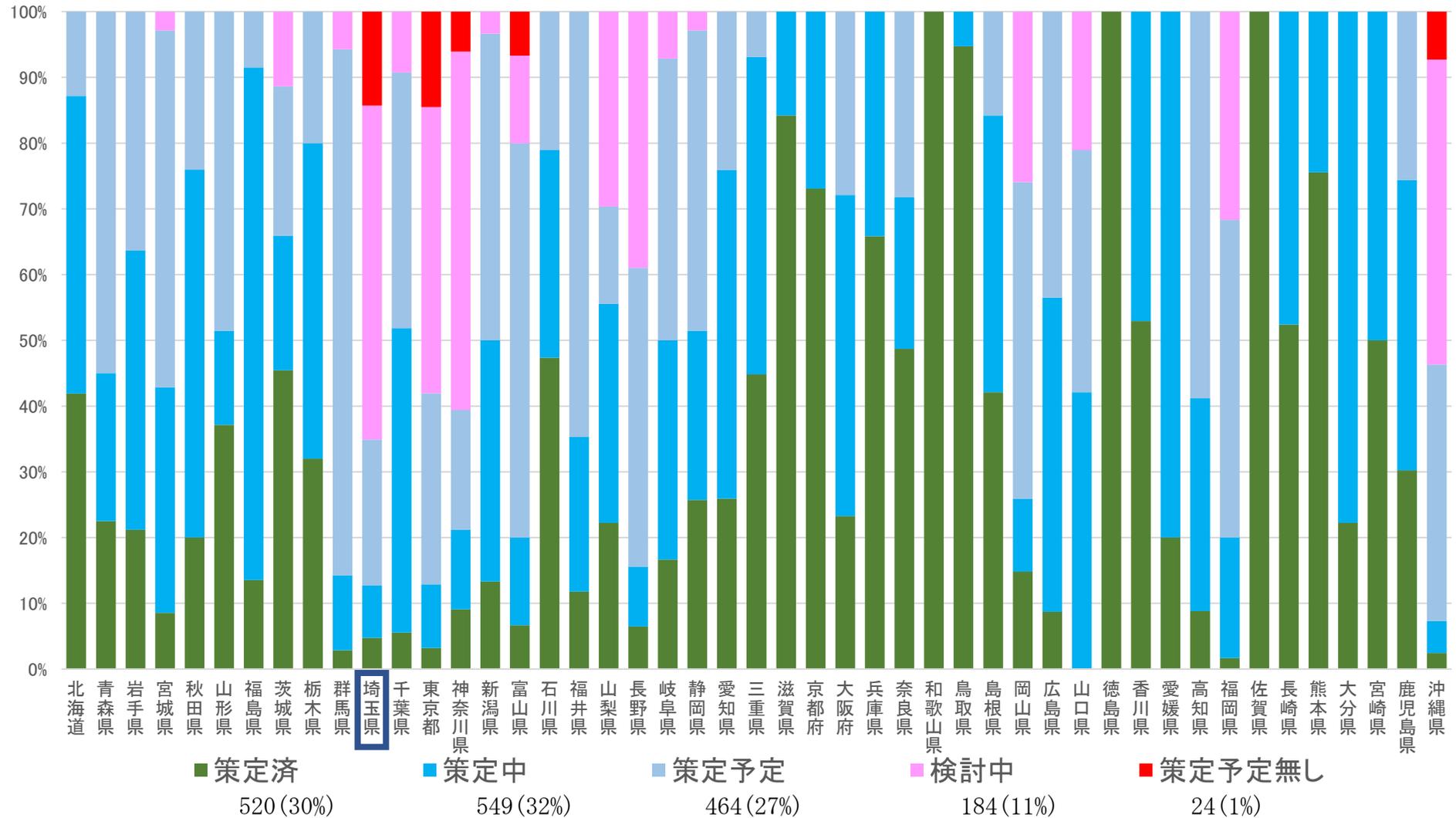
国土強靱化地域計画策定状況(R2.7末)



埼玉県は地域計画の策定が進んでいない。

資料 4

市町村における国土強靱化地域計画 策定状況(R2. 7. 1時点)



■R2年度当初予算(埼玉県／市町村事業)

○国の補助金や交付金を確実に交付してもらうために
地域計画の策定は必須！！

○令和3年度中の計画策定を目標として、
早急に策定作業の着手が必要！！

事業費ベース

		路線数	要望額 [百万円]	内示額 [百万円]	内示率 [%]
社会資本整備総合交付金	重点	7	763	536	70.2%
	非重点	41	6,117	1,592	26.0%
防災・安全交付金	重点	58	2,258	1,309	58.0%
	非重点	72	3,686	1,021	27.7%